

2025年11月21日

京都市長 松井 孝治 様

部落解放同盟京都府連合会  
委員長 平井 齊己  
部落解放同盟京都市協議会  
議長 木下松二

## 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃を求める京都市への要望書

はじめに

今年は戦後80年という節目の年であると同時に、同和対策審議会答申から60年という節目にも当たる。長い年月を経たことで、戦争の惨禍を忘却し平和を尊重する意識が希薄化することへの危機感が語られた一方で、基本的人権の尊重という戦後の最も重要な理念については、排外主義等、それを否定するかのような言説が横行する現状において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等の問題」であると指摘した同対審の理念は、今も重要である。京都市においても先人が積み上げてきた取り組みの成果を継承しつつ、差別解消にむけた取り組みと同時に、下記の要求項目について誠意ある回答をされたい。

1. 京都市人権文化推進計画は、2015年(平成27年)2月に、10年間を目途に推進されることとなっていたが、コロナ等の影響により市民意識調査がなされなかった等の理由により3年間延長されることで、2027(令和9)年まで延長されることとなっている。そのため、この春に追補版が作成されたもの、「同和問題の解決のための取組項目」では相変わらず「京都市同和問題終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書の履行が解決策であると記されたままである。ここで言われる「早期解決」とはいかなる姿かを端的に示されたい。
2. インターネット上の差別的な書き込みに対しては、「京都市人権文化推進計画」の「同和問題」にかかわり追加がされているが、「国の動向を踏まえた有効な方策の検討」とあるだけで、なんら具体的な対応については記載されていない。自治体としての京都市自らが、プラットフォーム事業者に削除要請を行い、被害者の救済に取り組まれたい。そのための人員配置、研修、モニタリング等具体的な体制を構築されたい。
3. 部落差別解消推進法第4条に「相談体制の充実」の必要性が示されているが、隣保館事業を取りやめた京都市において地域に根差した相談が難しい状況が続いている。ここで言われる「相談」とはいわゆる「人権侵害事象」にかかわる相談のみならず、生活に密着した「困りごと相談」の要請である。そのために、いきいき市民活動センターの一角にこうした日常的な相談コーナーを設け、必要な人員配置を検討されたい。
4. 戸籍の不正取得に対しては事前登録型本人通知制度の登録率の向上が抑止力として重要であるが、制定され11年が経過した現在、京都市の住基人口に対する登録数の割合は、いまだ0.328%にすぎない(8月現在)。制度に熟知した職員を窓口に配置し、市民への働きかけや職員研修等の取り組みを強化し、実施主体としての京都市職員の登録を強化されたい。また、不正や不正の蓋然性が判断された場合、依頼者や調査会社に対して啓発を実施されたい。
5. 団地再生計画に基づく4地区(田中・錦林・東三条・西三条)6団地の建て替えについては、第1期の

入居が始まっているが、地区によっては住宅スペースの広さや設備の不備など課題も顕在化している。住民に対する事前の丁寧な説明が必要とされ、そのためには担当者への歴史認識等への研修も欠かせない。今後は、余剰スペースの活用等まちづくりに関わる協議も必要であり、住宅室としての対応を示されたい。また久世、辰巳、改進地区についての今後の見通しも示されたい。

6. 公営住宅の中でも、改良住宅への入居に関しては、結婚等で地区外で暮らすことになりながら、生まれ育った地域を終の棲家にしたいと望む人も存在する。一般の人々が「故郷」や「実家」とよぶ場所として、改良住宅の一室がある場合もあり、そのことは「市営住宅」の捉え方とは違う側面がある。そうした住民の要望に応えるために、多様な応募形式を駆使することで「住み続けられるまち」を実現されたい。
7. 京都市協は京都市内で発生した人権侵害・差別事象に関して、定期的に情報公開請求をおこなっているが、京都市教育委員会からの回答は常にないため、「いじめ」事象について特化して請求した。しかし開示結果は、一部開示としつつも、ほぼ全面が黒塗りであり、個人情報の保護を配慮したとしても、民主主義を担保する情報公開制度の形骸化が懸念される。市民の知る権利を保障する情報公開に努められたい。
8. 2022年実施の京都市「人権教育に関する教職員意識調査」では、「統一応募用紙の制定など公正な採用選考の取組」について 30%ほどしか理解されていなことが明らかになった。そのことを受けた教職員に対する公正採用選考にむけた研修を行ったか否か、研修の実態と成果について示されたい。
9. 2021 年 4 月、「重層的支援体制整備事業」がスタートし、京都市においても一部の事業が実施されている。特にヤングケアラーについては人権文化推進計画の今年度事業計画において「多分野・多機関協働による連携支援の推進」が謳われるなど一定の成果が期待される。進捗状況を示されたい。
10. 被差別部落における公営保育所には歴史的経過とその役割が存在した。民間移管や統合がなされている現状において、保育所と地元住民との交流や、保護者への啓発について、現在の取り組みを説明されたい。また先進的な保育理論の共有のためにも「京都府人権・解放保育研究集会」への参加を再開されたい。
11. 「ヘイトスピーチ解消法」は、「不当な差別的言動は許されない」「地方の実情に応じた施策を講じる」などと明記されている。京都市は、2018 年7月「公的施設のガイドライン」を施行したが、ガイドラインにのっとった対応件数と内容について明らかにされたい。また、ガイドラインに限らずヘイトスピーチへの対応について職員研修の現状について示されたい。
12. 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(略称「困難女性支援法」)が成立したことを受け、京都市では「DV相談支援センター」「みんと」を立ち上げたが、実施された成果や課題について示されたい。
13. 「障害者差別解消法」の制定を受けて、「京都市障害者自立支援協議会・権利擁護部会」の相談内容を見ると好事例、不快の念、合理的配慮の不提供など権利侵害の現状が報告されている。障害者差別の撤廃に向けた京都市の取り組み成果、特に複合差別の解消と重層支援の結びつきについて具体例を示されたい。また、「障害者雇用促進法」にもとづき、今年度の各任命権者別「障害者雇用率」を報告し、同時に未達成の任命権者があれば是正を図られたい。